

令和元年9月10日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等に対する意見について

今般、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等（令和元年8月7日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

◆銀行法施行規則等の改正(事業再生、地域活性化事業及び事業承継に係る銀行等の議決権保有制限の例外措置の拡充及び新設)に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	銀行法施行規則 第十七条の二第七項、第八項、第十一項	事業承継会社や事業再生会社が会計上銀行の連結対象となることも想定されているとの理解でよいか。逆に、会計上、大部分の議決権の売却等について合理的な計画があり、投資活動として支配を目的としていない場合(企業会計基準適用指針22号16)は連結対象外とする定めがあるところ、過半数の議決権を有する事業承継会社や事業再生会社について、会計基準に従って連結対象外とすることも想定されているとの理解でよいか。
2	銀行法施行規則 第十七条の七の三第一項第二号 第三十四条の二十三の二第一項第二号	「地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」には、東京や大阪、名古屋などに所在する企業も含まれうるとの理解でよいか。たとえば、地域活性化支援機構の支援先には、東京や大阪などに所在、事業展開する企業も含まれており、地域の範囲から一律に東京や大阪、名古屋などの大都市を排除するものではないと理解されるため。

◆銀行法施行規則改正案(銀行等の営業所の臨時休業及び業務再開届出等の廃止)に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	銀行法施行規則第十七条第2項	今回の改正は、要件に該当した場合、「届出」だけでなく、「公告」、「店頭掲示」についても不要となるとの理解でよいか。
2	銀行法施行規則第十七条第2項四	天災や異常気象(大雨、強風等)の影響により、交通機関の計画的な運行見合わせ等が既に発表されている場合等により、当該営業所の職員が出社困難な状況にあること等から、営業継続不可能な状態が「事前に」判明している場合も届出不要との理解でよいか。
3	銀行法施行規則第十七条第2項四	以下のようなケースについて、本条項は適用されないという理解でよいか。 ・システムトラブル・大規模停電等による交通機関の大規模不全 ・地震を原因とした電力不足やシステム遮断等
4	銀行法施行規則第十七条第2項四	「台風、地震その他の異常な気象、海象若しくは地象により～」との部分について、武力攻撃事態も含まれるか。仮に含まれない場合、周辺国からの武力攻撃事態が発生し、営業所の役職員や利用者の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある切迫した状況でも、銀行は届出なく店舗を臨時休業できないことになるため。
5	銀行法施行規則第十七条第5項四	「役員若しくは職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じるおそれがあること」の判断は、その趣旨に鑑み、各行が個別に適宜行うという理解でよいか。

◆総合的な監督指針案(銀行業高度化等会社の認可に係る審査目線及び地域商社への出資の明確化)に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	(2)② 出資比率等	第1パラグラフの「子会社等」と第2パラグラフの「支配が及ばない場合」の関係についてお伺いしたい。「子会社等」には定義上関連法人等が含まれる(法14条の2)一方、「銀行の支配力が及ばない場合」にも「関連法人等」が含まれ得る(定義上支配が及ぶ場合は「子法人等」となるため。施令第4条の2第2項)。そうすると、「関連法人等」については、第1パラグラフと第2パラグラフの双方が審査されることになるのか。いずれか一方の適用を想定しているのであれば、適用関係を明確化してはどうか。
2	(2)② 出資比率等	<p>例示されている、①「銀行業高度化等会社のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能か」、②「銀行業高度化等会社の業務が(中略)満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か」の2点の審査ポイントは、其々を充足することが求められる「かつ」条件ではなく、銀行業高度化等会社が認められた趣旨を踏まえて総合的に考慮する審査上のポイントとの理解で良いか。</p> <p>他の会社に対して、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが出来る場合、当該会社は「関連法人等」に該当する。銀行業高度化等会社のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能であることを必須とした場合、求められる管理水準によっては、事実上、子会社等に該当する場合以外は出資が認められないことになりかねないため。業務内容の変更等について出資先から予め通知を受けることや業務内容等に関する適切なモニタリングを通じて、要件を満たさなくなった場合には出資を解消することにしていれば、出資先に対して厳格な管理を行わなくとも、業務範囲規制や5%ルールに違反しないと考えられるため。</p>
3	(2)③ 業務の内容	「著しく大きい」とは、例えば、銀行業高度化等会社における兼営業務の資産や収益等の割合が過半を占める場合など一律の基準で機械的に判断されるものではなく、銀行業高度化等会社の業務内容に照らして総合的に判断されるものとの理解でよいか。
4	(2)③ 業務の内容	銀行業高度化等会社の業務を営むにあたり従属業務又は金融関連業務を併せ営むことが必要となる場合も、銀行業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容されるか。その場合、当該従属業務又は金融関連業務については、もともと銀行子会社に認められている業務であることから、審査上、当該業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい場合でも「他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることはできない」には該当しないとの理解でよいか。
5	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (4) 地域商社	主要行等向け監督指針では地域商社の規定は定められないとの理解だが、主要行等においても、中小・地域金融機関向け監督指針で定められた要件を満たす場合は、地域商社に係る業務が認められるとの理解でよいか。

以上